

平成30年度 市民協働事業 補助金募集要項

川西市では、社会的課題や身近な地域課題に対して、NPOやボランティア団体などの市民公益活動団体が持つ先駆性や専門性を活かし、市と協働してその効果的又は効率的な解決を図ることで、より住み良いまちづくりの実現をめざすことを目的に、市民公益活動団体等が実施する自主事業に必要な経費の一部を補助する川西市市民協働事業補助金を交付します。

募 集 概 要

対象事業・・・市民公益活動団体等が実施する社会的課題などの解決に向けた自主事業で、第5次川西市総合計画に沿ったまちづくりを進める事業

提案者・・・NPO法人やボランティア団体、サークル等の一定の要件を満たす市民公益活動団体

補助額・・・①協働の芽応援型：補助対象経費の5分の4（上限4万円）
②自主事業型：補助対象経費の2分の1（上限20万円）

募集期間・・・【2次募集】平成30年7月2日（月）～平成30年7月31日（火）

募集团体数・・・①協働の芽応援型：5団体程度 ②自主事業型：2団体程度

応募方法・・・参画協働課へ郵送又は持参

目次

▷ 応募から事業実施までの流れ

- 1. 事業の募集 … 3
- 2. 公開プレゼンテーション … 5
- 3. 協働事業の選定 … 6
- 4. 協働事業の実施 … 6
- 5. 補助金の確定 … 6
- 6. 成果報告会 … 7

▷ 様式

- 協働事業補助金交付申請書 … 8
- 協働事業収支予算書 … 9
- 自由提案型協働事業提案書 … 10
- 団体概要書 … 12

▷ 第5次総合計画（抜粋）

▷ 応募から事業実施までの流れ

1. 事業の募集：平成30年7月2日（月）～7月31日（火）

市民公益活動団体等が実施する自主事業で、社会的課題などを解決し、第5次川西市総合計画に沿ったまちづくりを進める内容の提案事業を募集します。

2. 公開プレゼンテーション：平成30年8月31日（金）

公開プレゼンテーションにより審査を行います。応募書類には書き表せない事項や、活動に対する思い等を発表していただきます。

3. 協働事業の選定：平成30年9月中

公開プレゼンテーションの審査結果をもとに、協働事業の選定を行います。結果は、協働事業補助金交付決定通知書又は協働事業補助金不交付決定通知書により通知します。

4. 協働事業の実施～完了：平成31年3月31日まで

交付決定日以降、協働事業を実施してください。なお、事業完了前に補助金の交付を受けることで、より円滑に事業を行うことができる場合は、事前に補助金を概算払いで交付します。協働事業実施後は、速やかに協働事業補助金実績報告書と添付資料の提出をお願いします。

5. 補助金の確定：平成31年4月中旬ごろまで

提出された協働事業補助金実績報告書の内容を審査し、適切であると認められる場合は補助金を確定し、交付します。なお、既に補助金の概算交付を受けている事業について、不用額が発生したときは、その額の返還をお願いします。

6. 成果報告会：平成31年度 日時未定

協働事業の実施内容、成果等について、公開の場で報告していただきます。

1. 事業の募集

(1) 提案事業の要件

提案事業は、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- ①提案者が川西市内で実施する自主事業であること
- ②第5次川西市総合計画に沿ったまちづくりを進める事業であること（13～16ページ参照）
- ③川西市から他の補助、助成等の資金援助を受けている事業又は受ける予定の事業でないこと
- ④特定の小学校区内の課題解決を目的とした事業でないこと

(2) 提案者の要件

提案者は、次のすべての要件を満たしている市民公益活動団体等であることが必要です。

▶ 協働の芽応援型（2次募集から要件が緩和されました！）

- ①市内で活動する概ね3人以上の構成員で組織している団体
- ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと
- ③無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役員若しくは構成員の統制下にある団体でないこと

▶ 自主事業型

- ①市内に本拠を置き、概ね5人以上の構成員で組織していること
- ②組織の運営に関する定款、規則及び会則等の定めを有すること
- ③適正な会計処理が行われていること又は適正な会計処理を行う能力を有していること
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと
- ⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役員若しくは構成員の統制下にある団体でないこと

～市民公益活動とは～

自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のことをいいます。なお、以下の点にもご注意ください。

○専ら直接的に利潤を追求することを目的とした活動や、宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦支持反対することを目的とした活動は除きます。

○企業などの事業者が、営利を主たる目的としないもので、不特定かつ多数のものの利益の実現をめざす社会貢献的な活動を行う場合は、事業者も公益活動を行うものとして、当制度の対象となります。

(3) 補助金の額

提案事業が協働事業として採択された場合は、補助金を交付します。

①協働の芽応援型

協働事業の実施に必要な経費の5分の4（上限4万円・5団体程度）

※ 同一の事業については2回を限度として交付します。

②自主事業型

協働事業の実施に必要な経費の2分の1（上限20万円・2団体程度）

※ 同一の事業については3回を限度として交付します。

(4) 補助金の対象経費

補助金の対象となる経費は、協働事業の実施に必要な経費とします。（すべての経費について、領収書が必要です。）

【対象経費】

項目	具体例
報償費・謝礼	ボランティア、講師、専門家、出演者等への報償・謝礼（提案団体構成員に対するものは除く）など
備品購入費	備品（事務局の運営に使用するものを除く）の購入費
消耗品費	チラシ・ポスター・報告書等の用紙など消耗品の購入費
材料費	協働事業の実施に必要な材料の購入費
印刷製本費	チラシ・ポスター・活動資料等のコピーや印刷代、写真等の現像費などの記録費
（外部）委託費	専門的知識・技術等を要する業務を外部委託した場合の委託費
保険料	ボランティア保険、イベントなどの保険料
使用料及び賃借料	協働事業の実施に係る機器類等の賃借料（レンタル）及び研修会やイベントなどの会場等の使用料
通信運搬費	資料等の送料、会場までの機材・備品等の運搬費など
旅費	講師等との打ち合わせに伴う交通費等
その他の経費	上記以外で、協働事業の実施に必要であると市長が認めるもの

【対象外経費】

- 提案団体の事務所等の維持管理経費
- 提案団体の経常的な活動経費
- 提案団体の構成員に対する人件費及び謝礼
- 飲食費（実施事業と密接に関係するもの、ボランティア謝礼的なものは含まない）
- 支出内容の不明確な経費
- 提案団体が支払ったことが明確に確認できない経費

- ・協働事業に直接関係のない経費
- ・市長が社会通念上適切でないと認めた経費

ご注意ください

補助金は、公金です。協働事業を実施するために支出する経費であっても、内容が補助対象経費にあてはまらないものについては補助金の対象外となります。

(5) 応募に必要な書類

以下の書類の提出が必要です。様式は、市ホームページからダウンロードできます。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①協働事業補助金交付申請書
事業名の欄に、申請する補助メニューを明記してください。
(例) <u>【協働の芽応援型】</u> 認知症予防セミナー ②協働事業収支予算書 ③自由提案型協働事業提案書 ④団体概要書 ⑤定款、規則、会則その他これらに類するもの（※協働の芽応援型は不要） ⑥役員名簿 ⑦団体の活動状況を示す資料 ⑧団体の経営状況を示す資料（※協働の芽応援型は不要） ⑨その他活動の様子が分かる資料（会報、新聞の切抜、写真など） | <p>※様式は8～12ページをご覧ください。また、市ホームページからもダウンロードできます。</p> <p>http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/</p> |
|---|---|

(6) 応募方法

「(5) 応募に必要な書類」に記載の必要書類を市の担当窓口まで提出をお願いします。

提出期限：平成30年7月31日（火）午後5時30分まで

提出書類：(5) に示した書類

提出方法：持参又は郵送（期限日消印有効）

提出先：〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市参画協働課（市役所4階）

※本制度の目的に合致しない場合又は提案者の要件を満たしていない場合は、公開プレゼンテーションに進むことはできません。その場合は協働事業却下通知書で通知します。

2. 公開プレゼンテーション

審査は、公開プレゼンテーションにて行います。提案団体には、事業内容や応募書類には書き表せない事項、活動に対する思い等を発表していただくとともに、協働事業審査会からの質問に答えていただきます。

(1) 開催要領

日時：平成30年8月31日（金）（開催案内にてお知らせします。）

場所：川西市役所

内容：1団体につき事業説明15分程度のプレゼンテーション（質疑応答あり）

※欠席の場合は、応募を取り下げたものとみなします。

※各団体のプレゼンテーション終了後、協働事業審査会（非公開）において審査を行います。

(2) 審査基準

協働事業審査会における審査基準は次のとおりです。

①先駆性 ②公益性 ③協働の妥当性 ④実現可能性 ⑤効果 ⑥川西市らしさ

3. 協働事業の選定

市長は、公開プレゼンテーションでの審査結果を参考に、協働事業を選定します。協働事業として採択した事業は、協働事業補助金交付決定通知書により通知します。不採択となった事業については、協働事業補助金不交付決定通知書により通知します。

※交付に際して、条件が付く場合があります。

4. 協働事業の実施

(1) 協働事業の実施

協働事業に選定された事業を、提案書に沿って実施していただきます。

(2) 協働事業の変更について

協働事業を実施するうえで、やむを得ず当初の事業計画内容から変更が生じるときや、当初予定していた必要経費を超えるときは必ず事前に参画協働課までお知らせください。

(3) 補助金の概算払い

協働事業が完了する前に補助金の交付を受けることで、より円滑に協働事業を行うことができる場合は、協働事業の完了前に概算で補助金を交付します。概算払いを希望する提案団体は、協働事業補助金交付請求書で市に補助金を概算請求してください。

※概算で交付請求できる額は、協働事業補助金交付決定通知書に記載されている交付決定額を限度とします。

(4) 協働事業の完了

協働事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類の提出をお願いします。

①協働事業補助金実績報告書

②協働事業決算収支報告書

③補助対象経費に係る領収書の写し

※事業実績の確認のため必要がある場合には、他の資料等の追加提出をお願いすることがあります。

5. 補助金の確定

(1) 補助金の確定払い

協働事業補助金実績報告書をもとに補助金額を確定し、提案団体に協働事業補助金確定通知書で通知しますので、協働事業補助金交付請求書で市へ補助金交付の請求をお願いします。

(2) 補助金の精算

協働事業補助金の概算払いを受けた事業のうち、概算払い額が確定した補助金額を超過した場合には、その超過分を市に返還していただきます。

6. 成果報告会

成果報告会は、提案団体が行った協働事業の成果を公開の場で発表していただくことによって広く市民の皆さんへの周知を図ることを目的として開催します。様々な分野で活動されている団体同士の交流会も兼ねて、平成31年度に開催する予定です。

協働事業補助金交付申請書

年 月 日

川西市長

申請者の住所又は所在地

団体名
代表者氏名

印

協働事業補助金の交付を受けたいので川西市市民協働事業補助金交付要項第5条の規定により、次のとおり申請します。

事業の名称	
事業の目的及び内容	
事業の効果	
交付申請額	円

協働事業収支予算書

収入の部

単位：円

収入費目	収入内容	積算根拠（単価×回数）	小計
補助金等			
事業収入			
会費収入			
寄付金収入			
その他			
合計			

支出の部

単位：円

支出費目	支出内容	積算根拠（単価×回数）	小計
合計			

注) 金額の根拠を明示してください。

例、カタログ・見積書などの添付

例、講師謝礼金の場合、講師予定者の肩書き・居住都市名を記入

記入方法 支出費目：報償費・謝礼、備品購入費、消耗品費、材料費、印刷製本費、（外部）委託費、保険料、使用料及び賃借料、通信運搬費、旅費、その他の経費 に分類して記入。

その他：収入合計と支出合計が同じ額になるよう注意してください。

支出費目のうち、報償費・謝礼については、団体構成員に対するものを除くこと。

年 月 日

川 西 市 長

団体名 _____

代表者氏名 _____

自由提案型協働事業提案書

市との協働事業について、次のとおり提案します。

団 体 の 名 称	
事 業 の 名 称	
1 提案内容	
第5次川西市総合計画のどのテーマの実現に寄与するのか	1. 暮らし 2. 安全安心 3. 生きがい 4. つながり
事業計画 (いつ、どこで、だれが、だれを対象にどのような手段で事業を行うのか?)	
成 果 (期待される成果や波及効果)	

2 事業をうまく進めるための留意事項	
<p>問 題 点</p> <p>(提案事業を進めていく上で、想定される問題点)</p>	
<p>そ の 他</p> <p>(伝えておきたいことがあれば記入してください)</p>	

※記入内容が多い場合、「別紙」(任意様式)でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

団体概要書

団体の名称					
代表者	役職名・氏名				
	連絡先	TEL() - FAX() - E-mail			
	住所	〒			
連絡責任者	役職名・氏名				
	連絡先	TEL() - FAX() - E-mail			
	住所	〒			
団体の概要	構成員数	会員数	人	専従職員	人
		役員数	人	うち有給職員	人
	設立年月	年 月			
	活動の目的				
	主な活動内容				
事業実績	実績	時期	内容(事業名、協働先、場所、対象、予算、参加者数など)		
	行政との協働実績				

提案団体の要件チェックシート (該当すれば左の□欄にレをつける)	
協働の芽応援型	
□	(1) 市内で活動するおおむね3人以上の団体
□	(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体ではない
□	(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体ではない
自主事業型	
□	(1) 市内に本拠を置く、5人以上の構成員で組織された市民公益活動団体又は事業者である
□	(2) 運営に関する定款、規約、会則等を定めている団体である
□	(3) 適切な会計処理が行われている団体又は適切な会計処理を行う能力を有している団体である
□	(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体ではない
□	(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体ではない

※記入内容が多い場合、「別紙」(任意様式)でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

- ◆ 第5次川西市総合計画では、参画と協働のまちづくりを基調としており、次の4つの市民生活の視点でまちづくりを進めています。提案事業は、総合計画に沿ったまちづくりを進める事業であることが要件です。

第5次川西市総合計画より抜粋

暮らし

「暮らし」におけるまちづくりの方向性は、本市の資源でもある豊かな自然と、そこに暮らす人との共生を基本とした住宅都市として、持続可能な都市基盤の維持を行い、人口年齢バランスに配慮するために若年層の流入・定住を促進していきます。

また、活力あるまちづくりを進めていくために、地域経済の活性化を市民とともに支え、利便性とにぎわいにあふれた、あらゆる世代が住み良さを実感するまちをめざします。



『住む』

～良好な住環境を維持・創出し あらゆる世代が住み良さを実感できるまち～

住む魅力と将来にわたって守りたい資源は「豊かな自然」です。また、あらゆる世代にとって住み良いまちであるためには、交通条件の改善や市街地の再整備、さらには人口の年齢バランスを保つための若年層の定住促進が重要です。

そのためには、既存の公共施設の長寿命化や再活用、重複施設や低利用施設の集約化、用途転換、耐震化などを積極的に進める必要があります。

- ◆ 良好な都市環境を整備します
- ◆ 道路や橋りょうの安全性・機能性を高めます
- ◆ 交通安全の施設整備と啓発を行い、交通事故を減らします
- ◆ 公園を利用しやすくします
- ◆ 安全で安定した上下水道の環境整備を推進し、健全な事業経営に努めます
- ◆ 市街地の整備を進めます
- ◆ 中央北地区のまちづくりを進めます
- ◆ 総合的な交通環境の向上を図ります
- ◆ 公営住宅を適正・効率的に管理します
- ◆ ふるさと団地の再生を推進します



『にぎわう』

～市民がにぎわいを支える 利便性と魅力・楽しみにあふれたまち～

中心市街地と地域商業・都市農業・工業エリアといった産業の配置と役割分担により、利便性と魅力を備えた地域産業の形成とそれを支える市民の役割が重要です。

また、市民が誇りに思い大切に育ててきた地域資源を活用し、観光施策を有機的に展開することで、各産業への波及効果が期待できます。

さらに、幅広い世代が芸術、文化、スポーツ、レジャーなどを楽しむことを通じて、心豊かに健康を増進していくことが重要です。また、市民のみならず、市外からも人が訪れ楽しむことができる空間や、集う人が楽しみを創り出すことができる環境をめざします。

- ◆ 商工業を振興します
- ◆ 中心市街地の活性化を推進します
- ◆ 農業を振興します
- ◆ 就労支援の充実と勤労者福祉の向上を図ります
- ◆ 観光資源を発掘・開発・PRし、知名度を高めます
- ◆ 文化・スポーツを通して、市民が輝く環境づくりを進めます



安全安心

「安全安心」におけるまちづくりの方向性は、核家族化や少子・高齢化の進展など社会不安が高まる中で、誰もが安心して暮らせる環境を整えていく必要があります。また、防災防犯に対し一人ひとりが意識を向上させ、マナーやルールを遵守することにより、安全安心のまちをめざすとともに、本格的な高齢社会に対応した医療体制と健康管理の充実に努めます。

さらに、豊かな自然と美しい街並みを次世代に引き継いでいくために、「市民が創り、市民が守る」という気運を高め、心も環境も安らぎが感じられる生活の実現をめざします。



『安らぐ』

～医療と健康を保ち 穏やかでいきいき暮らせるまち～

本格的な高齢社会の到来など社会不安が高まる中で、誰もが安らいで暮らせる環境を整える必要があります。また、福祉の施設やシステムの充実はもとより、コミュニティや世代間の交流・助け合いによって、日常生活における暮らしの安心感を得られることが重要です。

さらに、医療体制の充実や健康の維持を、市民と行政の協働により実現する必要があります。

- ◆ 生活習慣病の予防をはじめ、市民の健康づくりを推進します
- ◆ 安心して医療が受けられる環境の整備に努めます
- ◆ 市立川西病院において良質な医療を提供するとともに、あり方を検討します
- ◆ 地域福祉活動の支援と促進を図ります
- ◆ 高齢者に必要なサービスを提供するとともに、要介護状態を予防・改善します
- ◆ 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します
- ◆ 障がい者の自立した生活と社会参画を促進します
- ◆ 生活保護受給者の経済的自立をはじめ、社会的自立・日常生活自立を支援します



『備える』

～お互いの思いやりと助け合いが築く 安全安心のまち～

予期せぬ災害や犯罪などに備え、市民の防災・防犯などに対する意識を醸成する必要があります。また、有事の際は行政とともに市民が一体となって迅速な対応を図る必要があります。

- ◆ 地域の防災力を高め、災害時に迅速に対応します
- ◆ 行政の防災力を高め、災害時に迅速に対応します
- ◆ 生活安全の向上を図ります



『守る』

～みんなで創りみんなで守る

本市が豊かな自然に恵まれていることを生かし、市民の自然環境に対する意識を高め守る必要があります。また、豊かで美しい地球環境を維持するため、循環型社会の形成が重要です。

自然と街並みが美しいまち～

- ◆ 豊かな自然環境を次世代へ継承します
- ◆ 快適な生活環境を守ります
- ◆ 循環型社会の形成を促進します



生きがい

「生きがい」におけるまちづくりの方向性は、社会全体で安心して子どもの育ちと子育てができる環境を整えていきます。さらに、既存の施設や仕組みの有効活用を進めることにより、質的な学びの場を広げていきます。そのためには、あらゆる世代や市内外を含めた人の交流を図り、人の輪が様々な場面へつながるような教育・学習内容を展開していきます。



『育つ』 ～育つ 育てる 育ちあう みんなで支える笑顔あふれるまち～

安心して子どもを生み、育てることができる環境を整え、社会全体で子育てを支えていく必要があります。

また、子どもたちの健やかな育ちと子育てを通じて、子どもと大人が育ちあうまちづくりを進めるとともに、若者たちが元気でいきいきと輝けるよう、地域で応援し、川西から離れた後も川西に戻ってきやすい環境を創ることが重要です。

- ◆ 子どもの健やかな育ちを実現します
- ◆ 明るく楽しい子育てを支援します
- ◆ すべての子ども・若者の逞（たくま）しい成長を社会全体で支援します



『学ぶ』 ～地域と人の輪がつくる学びのまち～

教育には、人や自然、歴史・文化・社会とのふれあいの中で、自分らしい生き方を見つけ、実践していく力を養うという役割が託されています。

そのため、子どもたちが確かな学力を身につけ、思いやりの心と健やかなからだを育み、社会性を磨く中で、自立した社会人として、力強く生き抜く力を育てる環境整備が必要です。また、市民一人ひとりが、生涯を通じて主体的に学び、その成果を地域づくりや子どもを育む活動に生かすことができる環境づくりが求められています。

- ◆ 児童・生徒の学力を向上させます
- ◆ ころ豊かな児童・生徒を育みます
- ◆ 誰もが等しく学べるよう支援します
- ◆ 児童・生徒の健康を守ります
- ◆ 計画的・効果的に教育環境を整備します
- ◆ 市民の学びを通して地域社会を支えます
- ◆ ふるさと川西の文化遺産を保存・継承・活用します



つながり

「つながり」におけるまちづくりの方向性は、人種や性別、世代や文化の違いなど、すべての市民がそれぞれの違いを認め合い、ともに生きる喜びの理解を深めていきます。また、多様なニーズに応じた住み良いまちづくりを進めていくためにも、お互いを知り、それぞれの役割を認識したうえで、市民一人ひとりがまちづくりへの関心を高め、積極的な関わりを持つことが求められます。これらの実現により、参画と協働を基本とした優しさや思いやりなどが感じられる生活の実現をめざします。



『尊ぶ』 ～やさしさとおもいやりにあふれ 市民がいきいきと暮らせるまち～

性別、子ども、高齢者、障がい者、外国人、いじめなどの様々な人権問題がいまだに残っており、情報化の進展など社会潮流の変化に伴う新たな課題が浮き彫りになっているため、子どもから大人まであらゆる世代間でお互いを尊重し合える心を継続して養うことが必要です。

- ◆ お互いを尊重し、豊かな人権文化を築きます
- ◆ 性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できるようにします



『関わる』 ～協働で創る 信頼と納得のまち～

志縁(しえん)型のまちづくり活動が活発化する一方で、地縁型の活動が低調な地域もあり、今後、それぞれの強みを生かした自助、共助、公助のまちづくりが求められています。
また、人口減少、核家族化、コミュニティ活動への無関心が広がり、人間関係の希薄化が進む中で、市民活動を支援し、ひとりきりにならない、ひとりきりにしない環境を整えることが求められています。

- ◆ 市民の声を聴き、情報の共有化に努めます
- ◆ 市民公益活動の発展に向けた取り組みを支援します

お問合せ先

川西市 総合政策部 参画協働課（川西市役所4階）

〒666-8501 川西市中央町12番1号

電話：072-740-1600

FAX：072-740-1322

MAIL：kawa0197@city.kawanishi.lg.jp